

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
総合研究報告書

難聴児の手話療育体制整備に関する研究
手話療育の担い手としてのデフメンターの提案

研究代表者	今橋久美子	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
研究分担者	高嶋由布子	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
研究分担者	阿部敬信	九州産業大学 人間科学部
研究分担者	伊藤理絵	常葉大学 保育学部
研究分担者	前川和美	関西学院大学 手話言語研究センター
研究分担者	松崎丈	宮城教育大学 教育学部
研究協力者	池田亜希子	私立明晴学園
研究協力者	賀屋祥子	東京電機大学
研究協力者	澤田利江	NPO デフ Network かごしま
研究協力者	武田太一	特定非営利活動法人つくし

研究要旨

我が国では、ろう・難聴児が早期（0，1，2歳・乳幼児期）から手話言語を習得できる体制は、現在までほとんど整備されていない。手話習得支援体制を提案するにあたり、まず、国内のいくつかの地域で、どこで手話が教えられているのかについての実態を把握した。また、「手話習得の支援とはどのようなものをいうのか」についてアメリカ合衆国の体制について調査を行った。アメリカの手話療育体制では、音声言語と手話言語双方の情報を持ち、家族の支援をする早期支援提供者（Early intervention provider）、手話ネイティブのろう者や流暢に手話が扱える聾学校教員、手話言語発達のアセスメントができる手話専門家（第二言語としての手話教育の資格を持つ）のほか、デフメンターが早期支援を支えている。翻って日本では、前者3つは専門教育課程を立ち上げるハードルが高いため、「デフメンター」を養成・供給することが、現実的かつ即応性のある提案として位置づけた。

デフメンターは、成人ろう者が、言語社会文化モデルに基づき、手話の言語モデル及び、ろう者としてのロールモデルとして家族の伴走支援を行うものである。デフメンターは、本人のアイデンティティと言語使用に依拠するが、それを客観視する研修に加え、子育て支援の基礎を身につけることで養成できる。

デフメンターの活動が求められる場面、機能を整理し、専門性が上乗せで必要とされる場面もあるが、デフメンターの基礎となる言語モデル・ロールモデルとしての伴走支援者としての制度上の位置づけは、子育て支援員に類するものとしていくことを提案する。

A. 研究の背景と目的

ろう・難聴児に対する音声言語のみによる療育については、聴覚活用の限界や、障害の重複による言語発達遅滞、親子の意思疎通の不全感、長期的な語用論的発達や社会性認知の発達への影響などの問題が指摘されている。これらの問題を解決するために、音声と手話を相補的に活用できるような言語習得システムの構築が求められている。そこで本研究は、難聴児が早期から手話言語を習得できる体制整備を目指し、それに必要な事項を明らかにすることを目的として進めてきた。

現在まで、ろう・難聴児の療育には多くの聴者（聞こえる人）の専門職が関わってきた。よって、研究プロジェクトの初期には手話習得の重要性に関する知見を、聴者の専門職に提供することも、検討していた。つまり、手話に関する情報を、ろう・難聴児の療育についての情報提供を行っている聾学校教諭・耳鼻咽喉科の中核機能がある病院や難聴児向け児童発達支援センターの言語聴覚士、地域で療育・保育にあたる保育士等の担当者、新生児訪問などをおこなっている保健師などに手話療育の必要性を理解してもらうことで、手話を家庭に導入する支援となりうると考えていた。しかし、現職の聴者の療育担当者に手話を扱える者は少数であり、情報提供をしても、手話での療育が実現することは現実的でないことが見えてきた。とりわけ、第二言語として手話言語を運用する者にとって、乳幼児期に子どもに対するインプットや子どもの発信を捉える理解力などは、手話も言語であることから、一朝一夕には身につくものではない。

そこで我々は、手話療育の担い手は、手話

を第一言語として扱えるろう・難聴の当事者である「ろう者」が良いと考えた。ろう者であれば、音の前触れのない視覚的コミュニケーションの萌芽を支援し、早期の親子のコミュニケーションを成立させる役割を担うことができる。裏を返せば、こうしたろう者の支援者がいないまま、手話療育の効果や必要性を整理した情報を発信しても、子どもへの適切な手話のインプットは促進されない。ゆえに本研究班では、手話療育体制整備に資する研究的試行として、ろう者の大人が手話療育の担い手となるデフメンター養成プログラムを提案することに焦点を定めた。

ここで検討したのは、ろう者の支援者がどのような役割を果たすべきかである。具体的には、以下 3 つの課題に取り組み、今後の人材育成方針の明確化を目指した。

- ① 支援者の制度上の位置づけの検討：既存制度上でろう者の支援者がどのような位置づけで働けるか。
- ② 地域の実態を把握した上で（1 年目、2 年目）、どのような専門性がある人材を、どのように養成することができるか。
- ③ どのような場で活動が求められており、かつ可能か。

B. 研究方法

(1) 支援者の制度上の位置づけの検討

【方法 1】制度的検討

日本の既存制度を洗い出し、アメリカでの支援体制と比較し、不足している人材がどのような人材で、どのような役割を果たすのか検討した。

研究 1、2 年目である令和 5、6 年度にア

アメリカの療育の中心である聾学校・研究機関・支援者養成機関・早期支援の学会等に訪問し、ヒアリング・見学を行い、研究班でディスカッションを行った。

【方法 2】 講演会の実施

令和 6 年度（2 年目）には、アメリカでろう者の支援者を養成しているボストン大学の Todd Czubek 上級講師の講演会、令和 7 年度（3 年目）にはテキサス聾学校で働くろう者の支援者であるデフメンターとして働く山田茉侑教諭の講演会をハイブリッド形式で実施し、あり得る支援の形を現職の担当者や、ろう者コミュニティの人々と模索すると共に、支援者としてのろう者というモデルについて周知を行った。

(2) 地域の実態を把握（1 年目、2 年目）した上で、どのような専門性がある人材を、どのように養成することができるか

【方法 3】 国内の手話療育拠点の調査

令和 5, 6 年度にかけて、日本国内で手話療育体制が有ると思われる地域（東北、関東、関西、九州）に訪問し、実態を把握した。聾学校とそこと連携している児童発達支援事業所等の視察を行うことにより、地域ごとの支援体制の中心、人材がどこにいて、どのように活動しているか把握し、何が良い点で、不足しているのかについて検討した。その上で、不足している知見やシステムがなにかについて、(1) を踏まえて検討した。

(3) どのような場で活動が求められており、かつ可能か

【方法 4】支援拠点でのヒアリングとデフメンター研修の実施

(1) と (2) をあわせて、ろう者が果たす役割が認識されている支援体制がある場で、ヒアリングを行うと同時に、デフメンターの試行研修を実施した。全国から、児童発達支援事業所の支援者・聾学校教員等の現職・ろう児の親、学生と幅広い属性のろう者 20 名を参加者として、オンライン講座と座学・ワークショップ形式の研修を行い、意見交換を行った。このことでデフメンターのあり方についての検討を進めた。

（倫理面への配慮）

ヒアリング・見学先・現職者に対しては本研究の趣旨を説明し、同意を得た範囲内で進めた。

C. 研究結果

(1) 支援者の制度上の位置づけの検討

(1)-1 アメリカとの比較

既存制度上でろう者の支援者がどのような位置づけで働けるかを明らかにするため、アメリカ合衆国の手話療育体制についてのサーベイ、現地の見学・ヒアリングなどを踏まえ、有識者の講演会を企画し、日本でどのように導入したら良いか、ろう者コミュニティとディスカッションを進めた。

我々は、ワシントン DC、メリーランド州、ロチェスター、テキサス州、マサチューセッツ州等の聾学校と手話関係の高等教育機関（ギャローデット大学・ボストン大学等）の視察、アメリカ国内の学会である EHDI（難聴児の早期発見・早期介入）学会参加とヒアリングを通して、以下のことを把握した。

アメリカの手話療育（幼児期の手話習得を含む支援）の中心的な拠点は各州に設置されている聾学校が多い。アメリカの障害

児の療育は、3歳未満の家族支援計画（IFSP：Individualized Family Service Plan）と3歳以降の個別の指導計画（IEP：Individualized Education Program）を、支援に関わる多職種にわたる専門家の集まるケース会議を経て策定して個々への介入支援が行われている。特に3歳未満は家族を対象にした支援であり、3歳以降は子ども本人を対象とした支援となる。この家族支援については、親へのメンタルサポート、偏りのできるだけ少ない情報提供、手話に関しては親やきょうだい、祖父母等親族の手話習得の支援などが行われている。

日本において、聾学校等では、3歳未満の学年では「乳幼児相談」として、主に親に対する相談支援を受けており、幼稚部では親が同席する支援を積極的に行っていた過去もあるが、現在では他の幼稚園相当の幼児教育同様、基本的には預かつての支援となっている。また、旧難聴児通園施設にあたる、難聴児を受け入れている児童発達支援センター等でも乳幼児期の支援を行っているが、基本的に手話は中心ではない。さらに、地域の小児耳鼻咽喉科の拠点病院で、言語聴覚士による音声言語指導等も行われている。アメリカでは、複数の支援拠点に通っていても、IFSPやIEPは、1人につき1つのプランを共通して用いるが、日本ではその共有システムが乏しい。

アメリカの難聴児の早期支援に関わる支援者の中で鍵となるのは、早期支援提供者（Early Intervention Provider）である。家族心理、カウンセリング、聴覚障害児教育、地域の様々な支援プログラム等に精通した人材として期待されている。この早期支援提供者は、修士課程修了相当の資格で

ある言語病理士（Speech Language Pathologist）や、博士課程まで必要な聴覚士（Audiologist）が、これらの資格を有した上で、さらに研修を受けて家族支援の専門性を持って行っている。聾教育の専門家が早期支援の知識を身につけて行うこともある。この早期支援提供者は、複数の学位・資格を持ち、博士号相当の学歴を持つ人も多い。この養成研修は、言語病理や聴覚士の教育課程がある大学のほか、手話教育の拠点であるギャローデット大学でも行われている。

多くの早期支援プログラムには、定期的な家庭訪問が含まれており、プッシュ型の支援を受けられる仕組みが模索されている。また、コロナ禍を経て、ますます積極的にオンラインでの相談支援を取り入れる姿勢がある。ただし、家庭訪問などの個別の対面での支援や親子が集合する活動は依然として重要である。

アメリカの聾学校を拠点とした手話での支援は、乳幼児期には定期的に開催される集団指導と、家庭訪問指導がある。入り口の支援は早期支援提供者が担うが、手話関係の支援であれば聾学校の教員が中心となり、教育にあたる。特に3歳以降は幼稚部での教育で、集団での指導が主になる。3歳以上の「個別の指導計画」は、言語やその他の発達指標のアセスメントと、定期的に開催される、多職種にわたる支援者が集まるケース会議で半期ごとに共有され、活用されている。

【手話専門家によるアセスメント】

メリーランド聾学校の見学で得た知見として、肢体不自由や発達障害等の重複障害

で手話での言語発達に困難がみられる子どもたちに、加配の手話専門家（Sign Language Specialist）がつくことが挙げられる。手話専門家は、基本的には成人にアメリカ手話を第二言語として教育する教師であり、修士号相当の学歴を持つ。これに子どもの言語アセスメントに役に立つ最新の知見を学びながら従事している。手話専門家が加わることで、手話での言語発達の評価と、手話発達の遅れへの個別対応を行うことができる。また、親や親族への手話指導もこの手話専門家が行ったり、手配したりしていることが多い。手話専門家が参照する子どもの手話発達の基礎知識については、ギャローデット大学やボストン大学で、教育実践の場と繋がりながら研究が進められている。

【デフメンター】

デフメンターは、早期支援のプログラムの一部である。聴者の早期支援提供者が家庭訪問して情報提供をしたり、相談にのったりする支援を提供するが、さらに支援に加わる成人ろう者がデフメンターである。当事者が支援に加わるというこの支援は、コロラドで開発された早期支援プログラム SKI-HI の一部を担うものとして、1991 年に導入された。2001 年にはデフメンター養成カリキュラム（Pittman ed. 2001）も発刊されている。導入については、1990 年代からの州もあるが、テキサス聾学校では 2020 年からなど、近年でも導入実績があり、親子のコミュニケーション支援の手段としてろう者の当事者が支援に加わることは、現在も注目を集めている（Lillo-Martin et al. 2023）。

デフメンターは、ろう者の当事者である大人が、言語社会文化モデルに基づいて家庭に介入し、ロールモデル・言語モデルとして、ろう児をもつ家族を支援する仕組みである。従来、親に情報を与え導く早期支援提供者の多くは聴者である。これに対し、デフメンターはメンター（伴走支援者）として設定されており、その名の通り大人のろう者が「メンター」の役割を果たす。先天性・言語獲得前早期失聴の聴覚障害児の 95% が聞こえる親の元に生まれてくるため、聴者の親がろう・難聴児の言語モデル・ロールモデルとしての役割を果たしにくい。よって、ろう・難聴児のいる家族に最も身近な大人のろう者として、デフメンターは、自身が言語モデル・ロールモデルとしての役割を果たすだけでなく、ろう者コミュニティと家族をつなぐ役割も持つ。

デフメンターは、一定の学歴をもち、犯罪歴などがなく、地域のコミュニティでの評判などから選ばれたろう者が、最低 3 日間の研修を受けて従事する。研修は短い、継続的なケース会議やスーパービジョンが行われるフォロー体制も整備されている。

【手話の専門性の評価】

日本では、教諭が聾学校（聴覚特別支援学校）に着任する前に手話を覚える必要はなく、教職免許状を取得するのにも日本手話の語学力は不要である。手話を使う聾学校は多いが、その「手話」は、聾学校着任後に付け焼き刃で単語を覚え、日本語の発話に沿って視覚的な単語を表出する日本語対応手話（手話つきスピーチ）になることが極めて多い。

我々の視察の結果、日本の聾学校や児童

発達支援事業所では、手話を第一言語にするろう者が支援に従事しているところが散見されるが、基本的には手話自体の専門性を評価されているわけではない。聾学校においても、ろう者の教員は、絵本読み聞かせや手話単語のモデルとして役割を果たすことが求められる傾向にある。また、聾学校では、地域のろう者が薄謝あるいは無償ボランティアとして、「手話」での子ども達との関わりを提供することがある。これは、聾学校に自身の子どもが通っている（卒業生を含む）ろう者の親が PTA 活動として行うことが多いようである。ここでは、手話の専門性、子育て支援や幼児教育の専門性、幼児に対する表現の専門性などは考慮も評価もされていない。

しかし実際は、聴者の教員が付け焼き刃で覚える「手話」（手話つきスピーチ）と、ろう者が幼少期から子ども同士に関わり合いながら習得する手話（日本手話）は全く別の言語体系をもつ。手話つきスピーチは、日本語を習得したあとであれば有効なコミュニケーション手段だが、第一言語として乳幼児期に習得しやすいものは日本手話である（Lillo-Martin & Henner 2021；高嶋・杉本 2020）。

日本で令和 4 年度に厚生労働省がとりまとめた「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」では、あらゆる言語・コミュニケーション手段の選択肢が保障されることが重要であるとされ、モデル事業も始まっているが、モデル事業で中心となるのは、情報を提供する専門家である。アメリカの早期支援提供者は SLP や Audiologist だったが、日本でこの早期支援提供者は言語聴覚士ないし聾学校教諭（乳幼児相談担当

者）が担当する。日本では「取り得る選択肢」そのものに手話が制度的に含まれていないために、手話療育の情報提供は乏しいのが現状といってよいだろう。

手話専門家については、第二言語としての手話教育に関する修士号相当以上の専門家がアメリカにはいるが、日本ではこうした専門性を評価する仕組みが整っていない。特に第一言語としての手話習得・手話言語発達について、アセスメントを行える人員は不足しているし、養成を行える機関もない。また、アメリカ手話やイギリス手話などの言語発達の基礎研究や、習得開始年齢（Age of acquisition）による文法発達の遅れなども進められているが（Lillo-Martin & Henner 2021）、日本手話の言語発達についての基礎研究も不足している。

これらを総合すると、日本では、アメリカの早期支援提供者レベルの専門知識や、手話専門家としての言語アセスメント技能が、一朝一夕に養成できる環境はない。これらのことから、研究班では、日本で手話療育を実現するために最初の一步として提案できることは、デフメンター養成であるとの認識に至った。

デフメンターは、日本手話を第一言語として生活し、ろう者としてのアイデンティティを持ち、早期支援を行うための幼児教育、手話教育の基礎知識を研修で身につけ、言語モデル・ロールモデルの役割を果たす。現在でもろう者の大人は、単語や絵本読み聞かせを表出したりして、言語資源として支援活動に従事している。こうした人々が、言語だけでなく、ろう者として生きることを見せるというロールモデルの役割を果たせるよう、子育て支援の基礎とろう者とし

でのロールモデル・言語モデルになるための研修を行い、デフメンターとしての役割に自覚的な支援者を増やすことを目標とした。

(1)-2 デフメンターの位置づけについて

デフメンターの役割が、言語モデル・ロールモデルであることと、子育て支援員研修相当の研修を組み立てることで、「子育て支援」つまり、親子の支援を行う支援者が、既存の制度上でどこに位置づけられるか検討した。

子育て支援員研修は児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づいたもので、保育士ではないものの、子どもの支援と子育ての支援（親子に対する支援）双方をカバーするものである。デフメンターは、子育て支援員に類するものとして養成を行うことにより、児童福祉法を根拠とした児童発達支援事業所における支援、養育支援訪問事業などにのせることを目標として、制度化に向けて動くことを提案したい。ただし、以下(3)で整理するように、既に保健師・助産師・保育士等の資格を有するろう者に関しては、言語社会文化モデルとしてのデフメンター研修を受講すれば、その職種の専門的支援を行うと同時に当事者の視点を持った支援を強化することができる。

もうひとつの可能性は、障害者総合支援法・地域生活支援事業を根拠とした聴覚障害者情報提供施設を拠点とした意思疎通支援事業やろうあ者相談員の事業への編入である。これは地域の聴覚障害者を支援する仕組みであるが、成人向けであり、家族支援・子育て支援の仕組みとしては整っていない。ただし、意思疎通支援事業やろうあ者

相談員の事業を提供している事業所は、地域のろう者コミュニティとつながりが強いので、デフメンター候補の人選などに関して、協力関係を持った方が良いだろう。

結論として、障害児支援は、発達障害の認識に伴い整備されてきた児童発達支援事業に則った制度化を検討すべきだといえる。

(2) デフメンターが果たす、現在不足している役割：親子間に安定したコミュニケーション関係を形成すること（前川）

上述のように、日本の手話療育の現状では、ろう者は主として「手話という言語資源（あるいは記号としての手指単語）の提供者」として位置づけられ、絵本読み聞かせや単語提示など限定的な役割にとどまっている。上述のように、聾学校や近隣の児童発達支援事業所では、成人した聾学校卒業生や、ろう児をもつろう者の親がボランティアとして手話単語を教えたり、絵本読み聞かせを担ったりする実態が見られた。しかし、それらは制度化された専門的支援ではなく、ろう者個人の善意や経験に依存している。また、第二言語として手話を指導する専門的訓練を受けた人材は乏しく、手話言語発達のアセスメントを担う体制も整備されていない。

この背景には、日本において手話が「言語」として十分に位置づけられてこなかったことがある。支援の場では、日本語対応手話に準じた単語学習が重視されやすく、視覚的コミュニケーションを成立させることや、親子の相互作用を形成することへの関心は十分ではなかった。その結果、補聴器装用や聴覚活用といった器質的側面と音声言語習得の支援は行われても、親子間で

視線やジェスチャーを含めた自然なコミュニケーションを成立させる支援が不足してきた。

しかし本来、ろう・難聴児支援において重要なのは、親子間に安定したコミュニケーション関係を形成することである。そのためには、ろう者を「大人になったろう・難聴児の一つの姿」として位置づけ、親子が将来像を具体的にイメージできるようにすることが必要である。また、言語継承には、実際にその言語を生活の中で用いている言語モデルの存在が不可欠である。ろう児の多くが聴者家庭に生まれる日本において、家庭外のろう成人がその役割を担うことは、日本手話コミュニティの維持・継承という観点からも重要な意味を持つ。ろう・難聴児は情報の欠けや遅れの少ない手話でのコミュニケーションが可能な手話コミュニティに参加することで、言語発達、対人調整能力を含む認知発達、自己肯定感などを育むことができる。

アメリカの支援体制では、ろう者は単なる「手話資源」ではなく、ろう児のロールモデル・言語モデルとして制度的に位置づけられている。デフメンターは、家庭訪問等を通じて、親子のコミュニケーション成立そのものを支援する役割を担っている。また、これとは別に、手話を第二言語として指導し、手話言語発達を評価・アセスメントする専門職も配置されていた。すなわち、家庭における言語環境形成を担う役割のデフメンターと、言語発達支援を専門的に担う役割の手話専門家が分化されていた。

以上より、日本で不足しているのは、第一に、ろう者を言語モデル・ロールモデル

として位置づける視点であり、第二に、親子コミュニケーション成立を支える家庭支援機能であり、第三に、手話を言語として扱い、その発達を評価・支援する専門体制である。

本研究では、先行してデフメンターの養成のみを提案したが、デフメンターと子どもに手話を教える手話専門家は、共通する部分もあるが、相互補完的に計画することが必要であることに注意が必要である。

(3) デフメンターの活動領域と機能のあり方について（松崎）

デフメンター制度に関する先駆的な取り組みを行っているアメリカの中で、テキサス聾学校の事例では、テキサス州の予算を使って聾学校の早期支援プログラムにデフメンターを確保しており、それゆえにデフメンターの活動領域と機能は同プログラムの中で定められている。

以下、テキサス聾学校の事例報告およびテキサス聾学校でデフメンターを担当している講師へのヒアリングから、テキサス聾学校早期支援プログラムにおけるデフメンターの機能は表1のように確認された。

表1 デフメンターが担っている機能
(2025年8月現在)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ろう・難聴児との手話コミュニケーションの実践や演示②ろう・難聴児に対する手話による絵本読み聞かせ（絵本の選定支援も含む）③家族への手話表現や手話会話の指導④家族内の視覚的コミュニケーション環境の構築⑤ろう・難聴に関わるコミュニティ・教育・職業・生活・文化等に関する家族への情報提供 |
|---|

⑥家族と親子コミュニケーションの変化や支援について振り返りと助言
⑦支援チームで個別支援計画等の協議に参加、支援事例について情報提供

	している心理士が対応)
発達評価の解説および支援プランの提案	未実施 (ろう学校教員が対応)
聾学校に各家族の支援を協議・提案	未実施 (ろう学校教員が対応)

なお、早期支援プログラムには他に関連する機能も複数考えられるが、テキサス聾学校においては表2のような状況であった。

表2 デフメンターが実施していない他の機能に関する状況 (2025年8月現在)

機能	デフメンターの 実施状況
手話言語発達の評価	未実施 (手話教育の専門性を有する人が対応)
手話コミュニケーション発達の評価	未実施 (今後デフメンターの機能に含める予定)
ろう重複障害児における発達評価およびニーズ把握	未実施 (大卒支援者が対応)
ろう重複障害児との手話コミュニケーション支援	未実施 (大卒支援者が対応)
家族心理カウンセリング	未実施 (ろう者のアイデンティティ形成などを把握

日本におけるデフメンターの機能のありかたについては、まず、言語社会文化モデルに基づいた「ろう」というアイデンティティ基準を自覚し、家族の心理状態に応じた手話コミュニケーション支援を行うことを根幹とする。そこに表1をベースにしつつ、活動領域に応じて必要な機能を加えることになると思われる。

そこで、日本版デフメンターが国内の既存の制度的枠組みのなかで実施可能な活動領域を検討し、各々の活動領域にあわせてデフメンターの機能等を表1をベースにどのように強化・補強する必要があるのかを検討する。デフメンターの活動領域に関しては、教育委員会担当者、ろう学校担当教員、発達支援センター事業担当者等のヒアリングから、表3の①～④のパターンが想定された。

主体	予算	デフメンター担当となる人材条件	コーディネート担当	家庭訪問支援できるか	実施地域
①厚生労働省 (発達支援センター家族支援事業： 養育支援訪問事業)	各市町村	保健師・助産師・保育士等有資格者のろう・難聴者	主にサービス管理責任者が担当	可	全国の「主たる対象を難聴とする発達支援センター」 (20施設 2012年度調べ) 東北地方 秋田県 関東地方 埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県 東海地方 愛知県・岐阜県 北陸地方 富山県 近畿地方 京都府・大阪府・兵庫県 中国地方 岡山県・広島県 四国地方 香川県・高知県 九州地方 福岡県・熊本県 聴覚障害児に特化した発達支援センター (19施設 2021年度調べ：参考22施設 2025年) 北海道地方 北海道 関東地方 群馬県・東京都・埼玉県 東海地方 愛知県・三重県 北陸地方 石川県 近畿地方 京都府・奈良県・兵庫県 中国地方 広島県 九州地方 福岡県・鹿児島県
②東京都教育委員会 (早期教育相談指導員制度)	東京都教育委員会	一般のろう・難聴者	各聾学校乳幼児教育相談担当教員	否 (専門家のみ)	東京都内の各ろう学校
③東京都以外の教育委員会 (加配教員制度で乳幼児相談に配置)	各都道府県教育委員会	教員採用試験に合格したろう・難聴者	—	否	北海道(札幌)・茨城県・埼玉県・福岡県 (2025年調べ)
④東京都以外の教育委員会 (ボランティアで乳幼児相談に配置)	各都道府県教育委員会	一般のろう・難聴者(保護者含む)	各聾学校乳幼児教育相談担当教員	否	全国各地で行われている可能性

①に関しては、ろう・難聴者が保健師・助産師・保育士等有資格者であれば、事業所内の調整で表1にあるようなデフメンターとしての役割を担うことは可能と思われる。ただし、家庭とのコーディネート担当はデフメンターではなく、サービス管理責任者等、養育支援訪問事業の責任者が担当すると考えられる。その場合は、聴覚障害領域における早期支援関係の専門知識や対応技術について学んでいると思われる言語聴覚士等がその責任者を担うことが、最低限求められる体制整備になるだろう。その上で、言語聴覚士等責任者含む事業所スタッフ体制、地域における早期支援の課題や家族のニーズなどを踏まえながら、その時々に適したデフメンターの役割を表1から決めていくプロセスが必要であろう。特に、放課後等デイサービスや発達支援の専門性の不足が各地で指摘されている現状を鑑みれば、①のパターンにおけるデフメンターは、表1の機能だけでなく、聴覚支援学校や障害福祉課等とのネットワークングを通してデフメンターとして発揮すべき機能の把握、早期支援に関する外部研修への積極的な参加による知識や技術のアップデート、といった機能が特に求められよう。

②は東京都教育委員会の事例である。東京都独自の制度に基づき、ろう学校が一般のろう者を相談員として確保している。この点で、アメリカのテキサス州立ろう学校におけるデフメンターの事例と共通する。ただし相談員は家庭訪問支援を担当できない。来所による相談のため、複数の家族によるグループ活動や保護者同士の情報交換が行われ、相談員も支援で加わることがある。

また、東京都以外の各都道府県と少し異

なる事情があるようである。東京都以外の各ろう学校では2名以上の乳幼児相談担当教員が配置されているのに対し、東京都では1名で配置される傾向がある。そのため、東京都制度の相談員に関することは担当教員に一任され、かつ本来の乳幼児相談業務全般も担うため、相談員のために相談やOJTに時間を割くことは難しい状況である。また、こうした状況においては、デフメンターは最初から即戦力であることが求められる。したがって、パターン①等でデフメンターとしての経験を一定程度積んでおくか、もしくは外部の者によるデフメンター研修環境をろう学校向けに整備するかが重要になるとと思われる。

さらに、公立ろう学校の性格上、ろう重複や盲ろうも含めて70～80件の相談事例がある。単一ろうだけでなく、様々な障害に関する基本知識や他の障害が重複する場合の家族の多様なニーズに応じた手話・視覚的コミュニケーション支援、といったろう重複障害、盲ろう領域の支援に関する機能を備えることが求められよう。

③については、ろう学校乳幼児相談に配置された正規教員がデフメンターを担うパターンである。従来行われている学内研修と外部のデフメンター研修の両方を重ねることで、公立ろう学校におけるデフメンターとしての機能が強化されると思われる。ただし正規採用であるため人事異動が3～5年で行われることがネックである。

④は、正規採用ではない者がボランティアとしてろう学校等療育関係でデフメンターの機能を担うパターンである。無償ボランティアであり、月1回程度の活動であることが多いため、上記①～③と比べて絵本

読み聞かせだけ、あるいは保護者への手話指導だけを担うなど支援活動の範囲はかなり制限される可能性が高く、研修も自己流になりがちであるため、デフメンター育成カリキュラムの一部を受けておく必要がある。あるいは、パターン①でデフメンターとして経験を重ねている者が④を担う体制を整備していくのもよい。

今後は、全国各地の地域事情を踏まえて、どのパターンの活動領域から戦略的に始めることになる。また、各活動領域におけるデフメンターの活用状況の把握およびフォローアップ調査を進めながら、デフメンター育成研修カリキュラムのメニューを充実させる必要もあるだろう。最終的にはパターン①または②のように制度的根拠のある採用でデフメンターを安定的に供給する体制の整備を目指すことになると思われる。

D. 考察

本研究では、アメリカの手話療育体制との比較を通じて、日本における手話療育の課題を整理した。その結果、日本では、ろう者が主として「手話という言語資源の提供者」として位置づけられ、家庭における親子コミュニケーション成立支援や、ろう児・家族への継続的支援を担う専門職として制度化されていないことが明らかになった。

特に、日本では手話が「言語」として十分に位置づけられてこなかったため、支援の中心が単語学習や日本語対応手話に偏りやすく、視覚的コミュニケーションの成立や、親子間の自然な相互作用を支えるという観点が不足していた。また、補聴器装用や聴覚活用など器質的側面への支援は行われてきた一方で、親子間に安定したコミュニケー

ション関係を形成し、その上で子どもの言語発達を支える体制は十分に整備されていない。

一方、アメリカでは、ろう者は単なる手話表現の提供者ではなく、ろう児の言語モデル・ロールモデルとして位置づけられていた。デフメンターは、家庭訪問等を通して親子コミュニケーションそのものの成立を支援し、親が子どもとの関わり方を具体的に学ぶ機会を提供していた。また、これとは別に、手話を第二言語として指導し、手話言語発達を評価・アセスメントする専門家が配置されており、家庭支援と専門的言語支援が役割分担されていた。

これらを踏まえると、日本で不足しているのは、ろう者を「大人になったろう・難聴児の一つの姿」として位置づける視点、言語継承を支える言語モデルの存在、手話を言語として扱う専門的支援体制、そして親子コミュニケーション成立を基盤として言語発達を支援する仕組みであると考えられる。ただし、手話の言語教育の専門性は修士課程相当以上、早期支援提供者としては、言語聴覚士(専門士)以上の資格にさらなる研修を追加した研修が必要など、一朝一夕に養成体制を整えることが難しいものが多かった。一方で、手話療育を普及させようとしたとき、手話に関する情報を聴者の手話ができない支援者に啓発しても、実質的に手話コミュニケーションが家庭に導入されなければ意味がない。

以上を踏まえると、日本における手話療育体制整備には、ろう者が主体となって家庭支援に関与する「デフメンター」の制度化が第一に必要である。また同時に、手話言語発達の評価や指導を担う手話専門家の養成

も進め、両者を相互補完的に配置する必要がある。親子コミュニケーション支援を基盤として、手話を含む言語・コミュニケーション能力の発達を継続的に評価・支援できる体制を構築することが、今後の重要課題である。

E. 結論

本研究では、アメリカの手話療育体制との比較および国内調査を通じて、日本における手話療育体制の課題を整理した。その結果、日本では、ろう者が手話の言語資源提供者として限定的に関与している一方で、親子コミュニケーション成立支援や、手話を基盤とした言語環境形成を担う専門職が制度化されていないことが明らかになった。そこで本研究では、ろう者が家庭支援に主体的に関与し、親子コミュニケーション成立を支援する専門的役割として「デフメンター」を提案した。デフメンターは、ろう児とその家族に対して、言語モデル・ロールモデルとして継続的に関与する存在である。また、デフメンターによる家庭支援と並行して、手話言語発達の指導・評価を担う手話専門家を養成し、両者を相互補完的に配置する必要性が示唆された。

今後は、デフメンターを継続的に供給できる人材養成体制の構築と、資格・研修制度の整備が必要である。また、言語聴覚士、保育士、早期支援員、聴覚障害児支援コーディネーター等の既存専門職との役割分担や連携体制を整理し、チームとして機能する支援モデルを構築する必要がある。デフメンターが、ろう・難聴児家族を地域のろう・難聴者のコミュニティとも接続する役割を果たすためには、意思疎通支援事業を担う聴

覚障害者情報提供施設や、ろうあ者相談員等とも連携を模索するべきであろう。

さらに、地域による支援格差を是正し、全国的に安定した支援を提供するためには、ろう学校、児童発達支援事業所、地域支援機関等を活用したそれぞれの地域の実態に合わせた展開の仕組みを整備することが求められる。加えて、遠隔支援の導入や、デジタル技術を活用した教材・情報提供システムの整備も重要である。特に、ろう・難聴児の養育者や親族だけでなく、各専門職に対する手話への理解を促進する資料や、親子コミュニケーション支援に活用できる教材を、地域差なく提供できる体制を構築する必要がある。

また、デフメンターによる家庭支援のみならず、手話言語発達の評価・指導を専門的に担う上位専門職(手話専門家等)の養成も必要である。そのためには、日本手話の言語発達過程に関する基礎研究、親子コミュニケーション成立条件に関する研究、視覚的コミュニケーションの特徴を踏まえたアセスメント方法の開発など、基盤的研究を推進する必要がある。

加えて、日本の家族文化や子育て支援制度の特徴を踏まえた家庭支援モデルを構築し、効果的な介入方法について検討していく必要がある。さらに、デフメンターが孤立せず継続的に活動できるよう、スーパービジョン体制、自助組織、継続研修の仕組みを整備し、専門職コミュニティとして維持・発展させることも重要である。

F. 研究発表

1. 論文発表

- ・ 伊藤理絵 (2026)「学校」について考え、

議論する思春期・青年期の道德教育についての一考：自分のことば “Logo-Melody” を奏でられる学校になるために. 常葉大学保育学部紀要, 13, pp. 67-78

- ・ 伊藤理絵 (2025) Audism の自覚から始まる保育者の質向上. 乳幼児教育・保育者養成研究 (5) (原著論文)
- ・ 前川和美 (2024) ろう児をもつ親への手話指導法に関する研究. 手話・音声言語研究 (原著論文)

2. 学会発表

- ・ 伊藤理絵 (2025). 聴者保育者・教育者を対象とした日本手話による絵本読み聞かせ研修の提案. 日本乳幼児教育・保育者養成学会 第6回研究大会, オンライン及びオンデマンド.
- ・ 高嶋由布子 (2025) 手話の早期習得支援: 当事者が中心となる習得計画について. 社会言語科学会 第49回大会. (招聘発表)

3. その他

- ・ 松崎丈 (2025) ろう重複の子どもたちとのコミュニケーション. 明石書店. (書籍)

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

【参考文献】

Lillo-Martin, D. C., Gale, E., & Chen Pichler, D. (2023). Family ASL: An early start to equitable education for deaf children. *Topics in Early Childhood Special Education*, 43(2),

156-166.

Lillo-Martin, D., & Henner, J. (2021). Acquisition of sign languages. *Annual review of linguistics*, 7(1), 395-419.

Pittman, P. (ed.) (2001) *The Deaf Mentor Curriculum: A Resource Manual for Home-based Bilingual-bicultural Programming for Young Children Who are Deaf*. Hope, Inc.

高嶋由布子・杉本篤史 (2020). 人工内耳時代の言語権—ろう・難聴児の言語剥奪を防ぐには. 言語政策, 16, 1-28.